

第4章 分野別施策

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止

現状と課題

○ 国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月）や障害者総合支援法の成立（平成24年6月）に加え、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）や障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）など、障がい者のための様々な制度について一通りの国内法整備の充実がなされたことから、平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。

今後は、障がい者の表現の自由や、教育、労働等をはじめとする権利の実現に向けた取組みが一層強化されることが期待されており、障がい者の権利擁護に関する法制度の整備に向けての対応が進められています。

○ 平成25年に成立した障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、国においては、平成27年2月に障害者の差別の解消に関する基本方針として、施策の基本的な方向、行政機関や事業者が講すべき措置に関する基本的な事項等が定められました。

今後、平成28年4月の法の本格施行に向け、国の基本方針を踏まえ、県や市町村、事業者は具体的な対応策を進める必要があります。

○ 障がい者の虐待防止については、市町村等相談窓口職員に対する研修および障害福祉サービス事業所従業者を対象とした研修の実施により、法に基づく現場対応の徹底や支援体制の整備を推進しています。

今後は一般県民に対する研修の実施や啓発活動の強化などにより、発生の対応とともに虐待を未然に防止していくことを目指す必要があります。

○ 県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域での支え合いによる「共生社会」を実現するためには、県民一人ひとりが障がい者への理解を深めることが重要です。県では引き続き各種啓発や広報事業を実施することにより「心のバリアフリー」を推進するとと

もに、施策の一層の充実を図る必要があります。

今後の取組み

- 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、インターネット、新聞等の広報媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めます。
- 障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- 12月3日から12月9日までの「障害者週間」の機会などをとらえ、行政機関、障がい者団体、民間諸団体などが一体となって、障がい者への理解を深めるための啓発活動を進めます。
- 国連制定の4月2日の「世界自閉症啓発デー」を中心として、県内でも自閉症をはじめとする発達障がいについて、関係団体とともに広く啓発活動を行います。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。
- 研修を通じた市町村職員や事業所職員に対する法制度や対応方法等の周知等、障害福祉サービス事業所及び障害児施設等における虐待防止の取組みの徹底を図るとともに、講座などを通じた地域住民への啓発活動を行うなど、障がい者の虐待防止に向けた取組みを推進します。
- 障がい者に対する理解を促進するための一つとして、障がい者に関するマーク、視覚障がい者のSOSシグナル等の県民に対する普及啓発に取り組みます。
- 障がい福祉制度や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」の内容の充実に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

に努めます。なお、遷延性意識障がいや盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

（2）相互理解を深める教育の推進

現状と課題

- 幼少の頃から障がいというものの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。

今後の取組み

- 特別支援学校等と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。
- 幼稚園において、障がいのある児童との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。
- 学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取組みを支援します。

(3) 障がい者の権利・利益の保護

現状と課題

- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援制度」と「成年後見制度」があります。

日常生活自立支援制度と成年後見制度の利用者は年々増加傾向にありますが、制度の利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の制度利用が期待されています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業者の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組み

- 住み慣れた地域・在宅での自律した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援制度への取組みを支援します。

また、成年後見制度についても、日常生活自立支援制度と併せて一層の周知を図ります。
- 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをとおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。
- 利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。

このため、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の発展支援

現状と課題

- 県では、第二期岐阜県地域福祉支援計画（平成21年度～平成25年度）において地域住民による支え合い活動の事例を示し、住民主体の取組みを推進してきました。

自治会等の範囲における活動としては「見守りネットワーク活動」をはじめ、「要援護者支援マップづくり」、「ふれあいサロン活動」の3つの活動を推進してきましたが、平成25年10月1日現在では、ほぼ7割以上の実施率となり、かなり普及してきました。

一方、連合自治会（小学校区）の範囲の活動としては、「配食サービス」、「助け合い（生活支援）活動」、「宅幼老所の運営」の3つの活動を示してきました。これらについては、地域の実情により、その必要性の認識や実施手法の面において地域性がみられるものの、着実に実施率は向上しています。

- 県民アンケート（平成26年7月実施）によると、半数強の人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答する一方で、約8割の人が「地域支え合い活動が必要」、約5割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。

こうした県民の意識からも、公的に制度化されたサービスの隙間を埋める「ちょっとした手伝い」のサービスは、そのニーズの増加と相まって、今後も実施率が高まっていくものと考えられます。

また、近年独自にこうした活動に取り組むNPO法人なども着実に増えつつあり、地域において重要な福祉サービスの担い手として、地域住民と連携した意欲的な活動展開が期待されています。

- 増加する要支援者の地域での生活を支えていくためには、制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度外のサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添ってそれぞれのサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。この実現のためには住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に向き合い解決を図っていく仕組み作りが必要です。

今後の取組み

- 第三期岐阜県地域福祉支援計画（平成26年度～平成30年度）に基づき、県社会福祉協議会との連携のもと、住民ニーズの高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い（生活支援）活動」をより一層普及させることに重点を置きながら、活動する地域住民団体

の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。

- 地域で医療、看護、介護、健康づくり、住まい、生活支援等がお互いに連携し、一体的に提供されるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会、かかりつけ医等の多職種連携を促進し、顔の見える「地域包括ケア体制」を発展充実させ、地域・ご近所で障がい・難病患者を支え合うそれぞれのニーズに合わせた方策決定を支援します。

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進

現状と課題

- 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会による人材育成などが行われています。

また、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受け入れ調整の役割も期待されています。

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターの運営と各種事業を支援しています。

また、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修及びボランティアリーダー研修の開催を支援しています。

- 地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状があります。マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められます。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められます。

今後の取組み

- 県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組みを支援します。

【県の取組み】

- ・各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚

【県ボランティアセンターの取組み】

- ・ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向け、ホームページや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報の実施
- ・地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成
- ・市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修の実施
- ・地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化
- ・災害時に備えた市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修の実施
- ・社会貢献活動を行う企業と福祉施設やボランティア団体・N P Oと各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会の提供
- ・平成 26 年度開催の全国ボランティアフェスティバルをきっかけにしたボランティア活動への理解、参加の拡大、相互ネットワークの強化の推進

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

- 障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、建築物等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。
県では、平成10年3月に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。
- 平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。

今後の取組み

- 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築の際等にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。
- 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。
- 障がい者等に配慮した建築物の建設、改修等の相談に対して専門的な指導、助言を行うためのアドバイザーとして、福祉のまちづくりインストラクターを紹介します。
- 県有施設については、障がい者や高齢者のみならず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を行うため、施設建設の設計段階等において、障がい者や高齢者の意見を取り入れるように努めます。
- 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。
- 都市公園や水辺空間等においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使

用者用駐車スペースの整備を促進します。

- 県内の幹線道路に設置される道の駅について、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を進めます。
- 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費の一部について融資を行います。
- 身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースなどを必要な人が必要な時に使用できるよう、利用マナーに係る啓発を進めます。

(2) 安全な移動、交通対策の推進

現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。
- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者を始め誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。
交通バリアフリー化の実現のためには、国、地方公共団体とともに、公共交通事業者などによる理解と積極的な取組みが必要です。

今後の取組み

- ①歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化の促進
- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、幅の広い歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。また、駅を中心とした地区や、

障がい者が利用する施設が集中する地区においては、視覚障がい者誘導用ブロック(シート)の設置等に努めます。視覚障がい者誘導用ブロックの設置等にあたっては、障がい者や専門家の意見を採り入れるよう努めます。

- 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、市町村や公共交通事業者等が積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけます。また、公共交通事業者等が実施するノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について、国とともに財政的な支援を行います。
- 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。

②安全な交通の確保

- 視覚障がい者、車いす利用者等が安全に交差点を通行できるように、音響装置のついた視覚障害者用音響信号機や押ボタンを押すことにより横断時間を延長確保する高齢者等感應信号機などのバリアフリー対応型信号機の整備を推進します。
- 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策を講ずる必要があると認められる住宅地区または商業地区を「あんしん歩行エリア」として、また生活道路が集積している区域を最高速度30km/hの「ゾーン30」としてそれぞれ指定し、県公安委員会と道路管理者が連携してバリアフリー対応型の交通安全施設の整備や歩道の整備等を行います。
- 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行います。

4 身近な相談支援体制の確立

現状と課題

- 平成18年度に施行された障害者自立支援法では、障がいのある人が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」について、県及び市町村が実施することと定めており、平成25年度から施行された障害者総合支援法に引き継がれています。
- 「相談支援事業」は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くは、専門性の高い相談支援事業者への委託により行われています。

また、県では、相談支援事業のうち、広域的な対応が必要な事業や、特に専門性の高いものについて、その役割を担うものとされています。
- 国の基本指針においては、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要であると定められております。

地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であり、個々の障がい者（児）に応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方や、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場です。
- このため、県及び市町村は地域自立支援協議会の設立を順次進めており、県では平成18年度に、県の地域自立支援協議会として各圏域に「圏域障害者自立支援推進会議」を設置し、圏域内関係機関、市町村が連携した総合的な支援体制を構築しております。
- さらに、県全体の課題について、より広く意見交換を行うため、関係機関や当事者が参画する「岐阜県障がい者総合支援懇話会」を開催し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進しています。
- 現在、県内全ての市町村に地域自立支援協議会が設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、運営面に課題が多い状況です。

- 平成26年度末までにすべてのサービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成する体制整備の一環として、相談支援専門の量的な確保に主眼をおいて研修を実施しています。

今後は、障害者総合支援法をはじめとする法改正、制度改正が想定される中、サービス等利用計画の作成や見直しを進めていくため、より質の高い相談支援専門員の養成が必要となります。

- 相談支援専門員による質の高い相談業務の実施やサービス等利用計画の作成には、地域におけるサービス資源の把握と活用が必要であり、他業種、他事業所に対する情報収集や実情把握がなされていることが求められます。
- 障がい者の状態は個別の差が大きく、年齢や環境により大きく変わることもあるため、状況に応じて適切な障害福祉サービスが受けられるよう、地域における情報共有を図る必要があります。

今後の取組み

①地域における事業所間のネットワーク強化等広域的な相談支援体制の確立

- 県では、広域的な相談支援体制の確立のため、各圏域の相談支援等の整備や市町村における地域自立支援協議会の設置・運営を支援する目的として、特別アドバイザーを派遣します。

また、圏域障害者自立支援推進会議や特別アドバイザー等の活用により、個々のニーズに対応する個別支援会議等で明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤を着実に進めていくよう市町村地域自立支援協議会の活性化についても併せて取り組みます。

- 圏域障害者自立支援推進会議については、障がい児に対する支援体制の整備について、地区特別支援教育連携協議会との連携を図り、情報の共有や効率的な運営に努めます。
- 相談支援専門員同士及び他事業所との意見交換や情報共有を図ることができるよう、圏域の自立支援協議会などを活用した機会の設定を実施。また、岐阜県障がい者総合支援懇話会において、圏域における課題に対する情報交換や意見交換を行うほか、相談支援専門員による地域での合同勉強会などについて働きかけを実施します。
- 岐阜県福祉総合相談センター（岐阜県福祉事業団内）は、総合広域ネットワークの要として、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき新たに設置される自

I 安心して暮らせる社会環境づくり

立相談支援機関を含めた各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

②専門性の高い相談支援事業の実施

- 岐阜県障がい者総合相談センターに身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）に対応する相談機関を集約し、三障がいへの一元的な相談支援を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターを中心に、各圏域にある圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュが連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児者やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を実施します。
- 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。
- 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関を設け、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、福祉就労等の関係機関との連携づくりや身近な地域における必要な指導、助言等の相談支援を行うことにより、障がい者の生活の安定を図ります。高次脳機能障がいについては、まだ充分に周知されていると言えないため、医療専門職及び一般県民に対する普及啓発活動を行います。
- 在宅障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。各拠点施設の専門的な職員が訪問療育、外来療育、相談、保育所等への技術指導を行います。
- 県内の総合的な難病相談窓口、情報発信基地である難病生きがいサポートセンターでは、難病患者やその家族の疾病に対する不安、家庭生活への影響等の悩みを解消するために、電話、手紙等の難病に関する諸相談をはじめ、ホームページでの難病情報の提供と併せて電子メールでの相談にも対応していますが、今後とも、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、機能の一層の充実を図ります。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など、必要な支援に努めます。

③相談支援従事者の養成、確保及び質の向上

- 市町村から委託を受ける相談支援事業者は、地域の障がい者支援に関するネットワークづくりの核として位置づけており、市町村とともに地域の障がい者支援体制整備をリードできる人材を養成する必要があります。このため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援に係る人材の育成と、資質の向上を推進します。
- 現在、実施している研修事業について、岐阜県障がい者総合支援懇話会（人材育成部会）や講師の意見を聞きながら、手法を見直すとともに、研修そのものの在り方や位置づけの明確化を行います。
受講者の質の向上を図るとともに、講師、助言者のスキルアップ、育成を図り、継続した質の高い研修事業を目指します。

5 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーン等の再整備

(1) 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンの再整備

現状と課題

- 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーンにおいて、福祉、医療、教育及びスポーツが一体となつた県の障がい者支援施策の拠点としての機能強化を図るとともに、ぎふ清流大会の成果を受け継ぐ形で、障がい者にやさしい地域づくりの拠点となるように整備を推進していく必要があります。
- 周産期医療の進歩により新生児の救命率が向上する一方で、医療的ケアを要する重症心身障がい児等が年々増加しています。
さらに、自閉症をはじめとする発達障がい児の数も増大しており、初診までの待機時間が数ヶ月に及んでいる例も見られます。
県立希望が丘学園においても、こうした障がい児の増加への対応が課題となっていますが、昭和49年に整備された現在の施設では、療育機能の一層の充実を求める声に応えていくことが困難となっています。

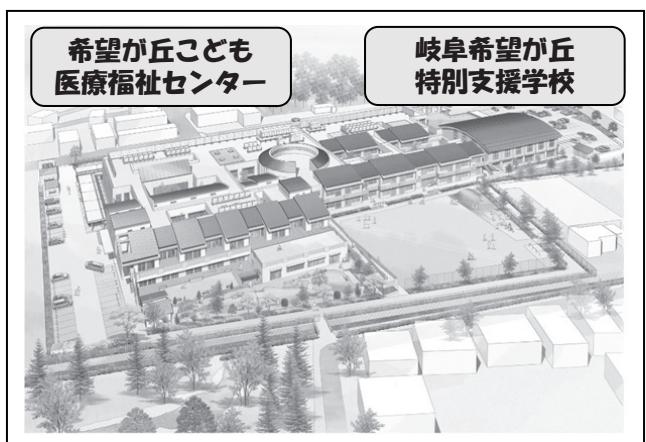
今後の取組み

- ①障がい者総合相談センターの整備
 - 三障がい（身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む））に対する県の相談機関を集約し、一元的な相談支援を行うため、平成27年4月に、「岐阜県障がい者総合相談センター」を開設します。



②県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校の再整備

- 医療・福祉が一体となった障がい児支援の拠点である「県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター）」の再整備を進めており、平成27年9月から、「県立希望が丘こども医療福祉センター」として開設します。



- 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」を移転、再整備し、平成27年9月から、新施設の供用を開始します。小学部から高等部までの一貫した教育を実現するため、平成28年4月に、新たに高等部を設置します。

また、第2期建設工事では、学校体育館と障がい者用体育館及びグラウンドを一体的に整備し、障がい者のスポーツを通じた交流を進めます。



③新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館等の整備

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。



※新福祉友愛プール（仮称）、障がい者用体育館及び岐阜県障がい者総合相談センターは、身体障害者福祉センターとして位置づけ、一体的に整備します。



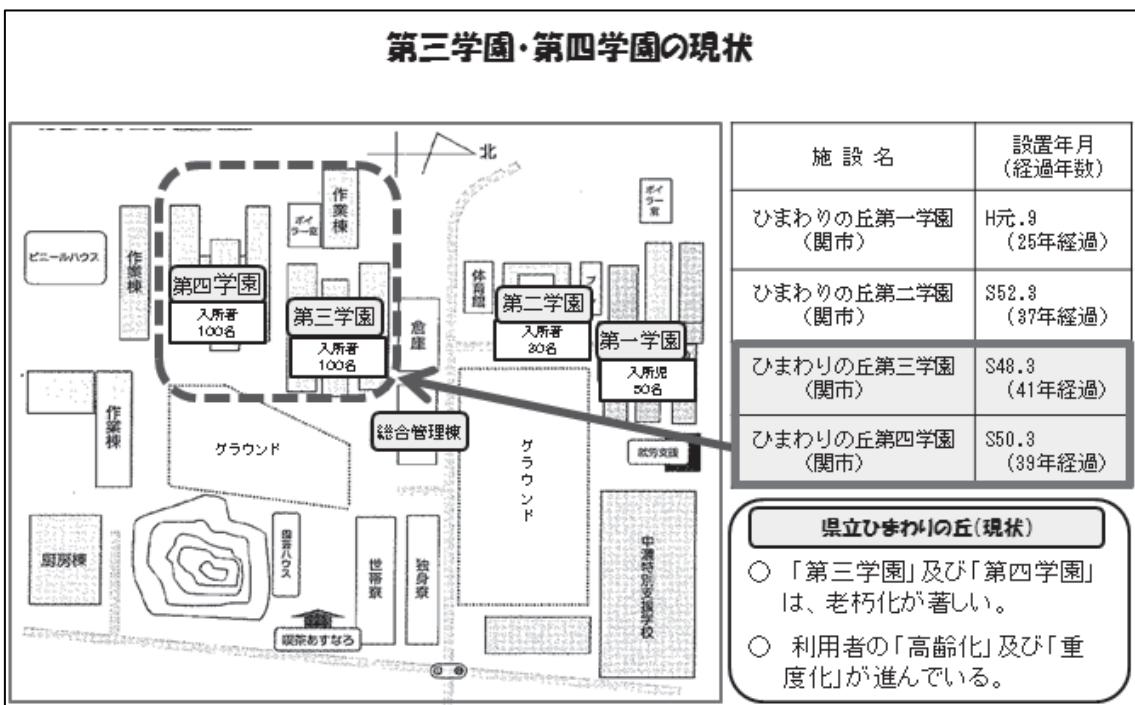
(2) ひまわりの丘の再整備

現状と課題

- 県立障がい福祉施設は、築30年を超える施設が多く、特に、県立ひまわりの丘第三学園とひまわりの丘第四学園は老朽化が著しい状況です。利用者の高齢化や重度化も進んでおり、利用者に適した生活環境の改善を図るため、再整備に着手する必要があります。

今後の取組み

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。



6 情報環境の整備

(1) 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

- 障がいのある人が、ITの活用により自律と社会参加が促進されるよう、情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るための取組みを推進することが重要です。
- しかし、使い方がわからないためにパソコンを保有していない障がい者も多く、研修の開催等、その対応が急務となっています。

今後の取組み

- 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。
- 日常生活用具における情報関連機器の周知と普及に努めます。また、重度の視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器及びソフト購入に対して助成を行います。
- 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がい者の自律や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。
- 平成25年度から意思疎通支援事業（手話通訳者の養成派遣事業、要約筆記者の養成派遣事業、盲ろう者通訳介助者の養成派遣事業、手話通訳者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業）が都道府県必須事業となり、意思疎通支援を一層強化する必要があります。

今後の取組み

- 視覚障がい者に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めて頂くため、点字版、録音版の県広報を配布します。
- 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。
- 市町村相談窓口における手話のできる職員の育成、配置について働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。
- 視聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、障がい者のニーズに対応できる手話通訳者や要約筆記者（パソコンによる要約筆記を含む）、盲ろう者通訳・介助者及び点訳奉仕員、音訳奉仕員等の人材確保・派遣体制の充実を図るとともに、字幕入りビデオやCD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。特に、聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、新たに県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

現状と課題

- 地震などの災害時に、障がい者は移動能力や判断能力に制約があるため、多くの障がい者が災害に対して不安を抱いている状況です。
実際に災害が起こった時に困る具体的な内容については、障がいの種類、程度によって異なっているため、それぞれの障がいの特性、状況等に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がい者が災害や犯罪等に対して不安を抱くことなく、地域で安心して生活するためには、地域コミュニティの形成が基盤となることから、地域社会の人々が互いに助け合う機運の醸成が必要です。
- 東日本大震災では、福祉や介護の支援が必要な多くの障がい者や高齢者等も被災しましたが、被災地で支援を行う人材や施設が不足し、福祉における災害時の課題が明らかになりました。本県においても近い将来、南海トラフの巨大地震や県内活断層による直下型地震等、大きな災害の発生が懸念されています。また、南海トラフの巨大地震が発生すれば、他県沿岸部は津波により大きな被害を受けることが想定されます。こうした県内・県外の被災者の支援のため、本県でも早急に「災害福祉広域支援ネットワーク」体制を構築することが求められています。

今後の取組み

①防災対策の充実

- 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、平成26年4月1日より施行されました。併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されたところです。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。
- 岐阜県総合防災リーダーの育成、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（HUG）

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

- 大規模災害時に、全国各地から集まるボランティアの采配業務を担うなど、円滑・適切な支援活動を行うために重要な役割を果たす災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。
- 社会福祉施設等については、自衛防災組織の設置、避難誘導機器の設置、緊急連絡体制の整備等防災体制の整備を図るとともに、施設が被災した場合における転所等に備えるため、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。
- 土砂災害の恐れがある土地に病院や社会福祉施設等が立地する箇所において、砂防、地滑り、急傾斜地崩落対策等を推進します。
- 火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等についてスプリンクラー等の整備を促進します。

②防犯対策の充実

- 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。
- あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。
- 「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

8 福祉人材の確保支援と育成

現状と課題

- 社会福祉事業者的人材確保を支援するため、県では、社会福祉法第93条に基づき平成5年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉人材センター」を設置しました。
岐阜県福祉人材センターでは、国指針等に基づき、社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、県社会福祉協議会が平成9年に設置した「岐阜県福祉研修センター」との連携のもと従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んできました。
また、事業の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、各種研修会を開催してきました。
- 現在、福祉現場では、低賃金や労働環境の厳しさなどのため離職者も多く、質の高い福祉人材を安定的に確保することが急務となっています。
さらに、中長期的な視点からも、県内において身体・知的・精神とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、福祉人材の確保が大きな課題となっております。
- 障害福祉サービスの実施体制については、障害福祉計画（第5章）に基づいて計画的に確保していくこととしており、そのためには適正なサービスを提供できる事業者等の育成が必要です。
- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を有する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質の確保が求められます。
- また、障害福祉サービスの実施段階だけではなく、相談支援専門員や障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。

今後の取組み

①福祉人材確保対策の総合的な推進

- 福祉人材確保対策を総合的に推進するため、平成21年4月、県社会福祉協議会内に県内関係機関の連携・協働の中核として設置した「岐阜県福祉人材総合対策センター」において、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援などに取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を目指します。

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

- 介護福祉士養成校等に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

【岐阜県福祉人材総合対策センターの取組み】

<福祉への関心とイメージの向上>

- ・介護等についての理解・認識を深めることを目的とした「介護の日（11月11日）」関連イベント等の開催
- ・中学校・高等学校における進路指導に関する説明会の場を活用し、生徒、教員及び保護者を対象に、資格取得の方法や福祉・介護の体験談を話すなど介護等の仕事をPR

<介護・福祉人材の確保・養成>

- ・福祉分野への就職を志す学生や介護等の業務に関心のある人材を「1日職場体験」や「インターンシップ」で試行的に介護サービス事業所等へ受け入れ
- ・事業者団体、公共職業安定所（ハローワーク）、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、合同求人説明会（ガイダンス）を開催
- ・福祉分野に関する一元的・体系的な研修機関として、実践的な従事者キャリアアップ・スキルアップ研修、人材確保と定着（離職防止）にも資する労務管理と経営改善に関する事業者研修等を開催
- ・従事者によるキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加等を支援
- ・福祉人材に関する総合的な相談窓口として、従事者が抱える人間関係や業務内容等に対する悩みや不満等への相談対応（メンタルヘルス）や、事業所からの従事者の待遇改善やキャリア管理など労務管理改善などに向けた相談に対応

②障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上

- 行動援護、重度訪問介護、居宅介護など専門的な知識・技能を要する分野を重点に、居宅介護従事者の養成を推進します。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- サービス管理責任者等を養成し、サービスの質の向上を推進します。
- 強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材を養成します。

第4章 分野別施策
I 安心して暮らせる社会環境づくり

- 相談支援従事者を育成し、全市町村で相談支援を実施するとともに、現任者研修及び専門コース別研修により従事者の質の向上を推進します。
- 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。
- 全市町村での移動支援事業の実施を促進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

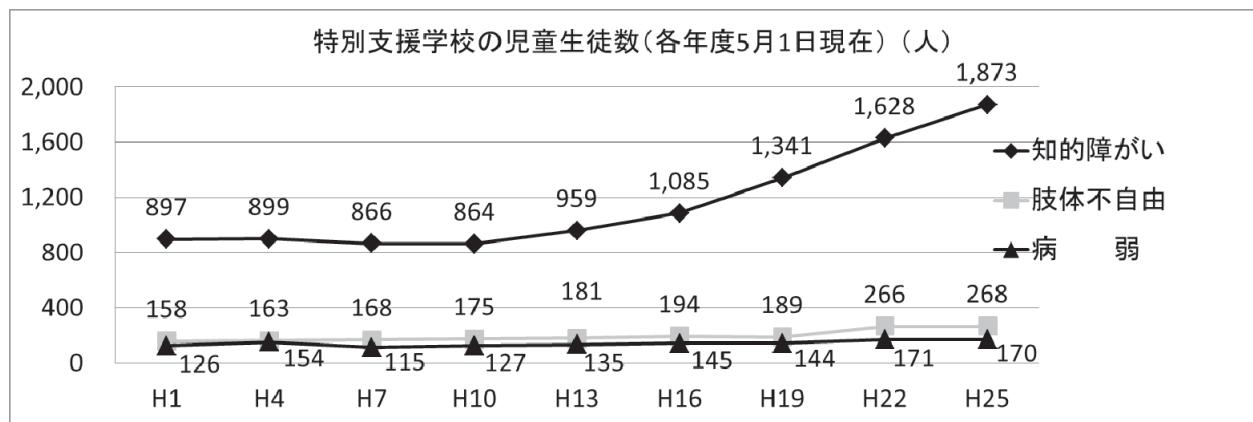
II 社会参加を進める支援の充実

1 教育の充実

現状と課題

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は毎年増加しています。また、小・中学校の通常学級及び高等学校における発達障がいのある児童生徒に対する支援や特別支援学校高等部で増加している軽度の知的障がいのある生徒に対する支援も急務となっています。
- こうした状況を踏まえ、県においては、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育をより一層充実していくため、平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」を平成21年3月に改訂しました。
- さらに、平成26年3月には、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定し、取り組むべき主な施策の一つに「特別支援教育の充実」を挙げるとともに、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点施策の一つとしています。
- 子どもかがやきプラン改訂版では、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、①地域で学ぶことができる特別支援学校の整備、②障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができる一貫した支援体制の確立、そして、③地域で働き、地域に貢献する力を育成するための職業教育の充実、の3つを基本方針として施策を進めています。
- 「第2次岐阜県教育ビジョン」では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して施策を進めています。また、軽度の知的障がいのある生徒の社会的・職業的自立能力を高めるために、高等特別支援学校の整備を中心とした職業教育の充実を目指して施策を進めています。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導の場等で、より質の高い教育を実現するための教職員の専門性の向上が求められています。

- 障がいのある児童生徒一人一人に合わせて、主に通学している学校に加えて、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場を効果的に活用し、それぞれのニーズに対応した「学びのスタイル」を構築していくことが必要です。
- 障がいのある幼児児童生徒に対して就学前から高等学校卒業後まで、柔軟で連続性のある支援体制の構築が求められています。そのために、県や各圏域、市町村において、特別支援学校を核とした地域連携ネットワーク作りを推進していくことが必要です。
- 平成24年の文部科学省の調査によれば、小中学校の通常学級に在籍する発達障がいのあると思われる児童生徒が約6.5%在籍しているとされ、高等学校では生徒総数の2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が在籍しているといわれています。
発達障がいのある生徒への理解に徐々に高まりつつある中、発達障がいの特性を踏まえた支援の充実が求められています。



種別＼年度	H1	H4	H7	H10	H13	H16	H19	H22	H25
知的障がい	897	899	866	864	959	1,085	1,341	1,628	1,873
肢体不自由	158	163	168	175	181	194	189	266	268
病弱	126	154	115	127	135	145	144	171	170
合計	1,181	1,216	1,149	1,166	1,275	1,424	1,674	2,065	2,311

今後の取組み

- ①特別支援学校の整備
- 特別支援学校に通う児童生徒数の急増に対応するため、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

第4章 分野別施策

II 社会参加を進める支援の充実

- また、特別支援学校の新設、児童生徒数の急増に伴うスクールバス利用者の増加に対応するため、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消、乗車時間 60 分超えを縮減し、保護者及び児童生徒の負担を軽減します。
- 近年増加している軽度知的障がいのある生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するため、新しいタイプの特別支援学校「高等特別支援学校」を整備します。

○整備スケジュール

◆新設校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
羽島特別支援学校 ※	新 設 (羽島市内)	建設工事	開 校	
岐阜高等特別支援学校 (仮称)	新 設 (岐阜城北高校旧藍川校舎)		改修工事	開 校

※校名は、県議会で関係条例が可決した後（平成27年7月予定）に正式決定となる予定。

◆既存校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜希望が丘特別支援学校の再整備	供用開始 (9月)		高等部設置

②特別支援教育を支える環境の整備

- 県内どの地域においても、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒が、それぞれの地域で学ぶことができるよう、教育課程の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- 児童生徒の就学先については、各市町村において総合的な観点から決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施したり、必要に応じて専門家を派遣したりするなど、市町村の体制づくりを支援します。
- 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスマートな連携体制を構築します。

- 特別支援学校と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。
- 生徒一人一人の希望や適性に応じた進路実現を可能とするカリキュラムや3年間の系統的な指導計画を作成するとともに、卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解を深めるため、一緒に取り組む「交流及び共同学習」について量的・質的な充実をより一層推進します。
- 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

③教員の専門性の向上

- 特別支援学校に勤務する経験の浅い若手教職員や講師のための専門性向上を目指した研修プログラムを開発し、実践力の向上を図ります。
- 各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。
- コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がいの特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

④発達障がい児童生徒の支援

- 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、カリキュラムの編成などの実践を進めます。

第4章 分野別施策

II 社会参加を進める支援の充実

- 中学校の通常学級や自閉症・情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SSTなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

⑤職業教育の充実

- 平成29年4月に岐阜圏域に岐阜高等特別支援学校（仮称）を整備するとともに、高等特別支援学校で培ったノウハウを、他圏域にも生かせるよう調査・研究を進めます。
- 軽度知的障がいのある生徒を対象に開発した職業教育プログラムを活用して、専門的な職業教育ができる人材の育成を進めます。
- 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体となった職業教育を推進します。
- 労働・福祉関係部局や関係機関との連携により、生徒の就労ニーズに応じた企業の開拓やジョブプランの開発、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。
- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

⑥岐阜希望が丘特別支援学校の再整備【再掲】

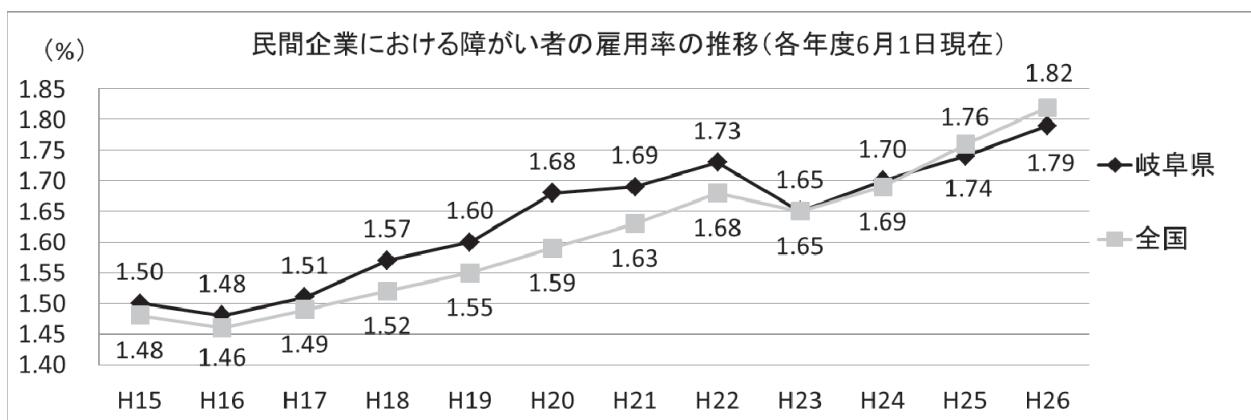
- 肢体不自由教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」を移転、再整備し、平成27年9月から、新施設の供用を開始します。

2 雇用・就労の促進

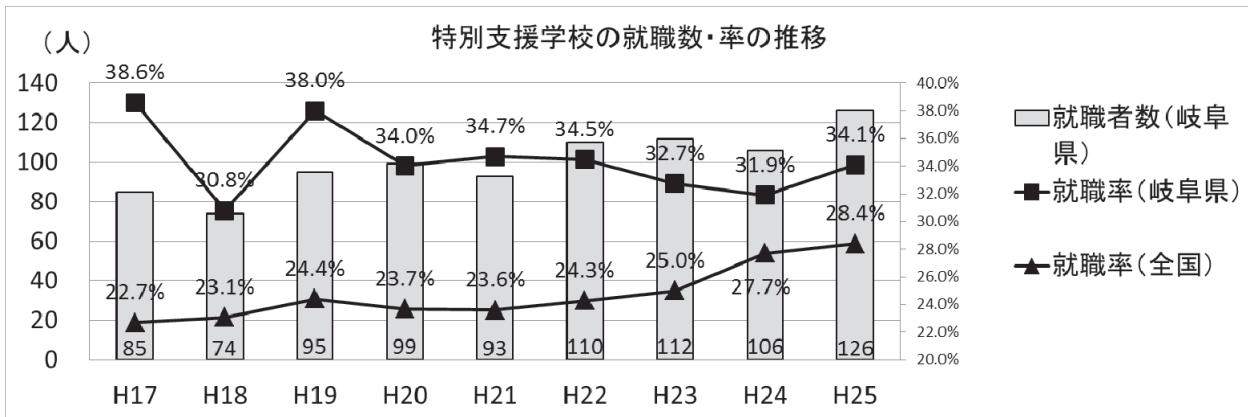
(1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進

現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。しかし、平成26年6月1日現在で障がい者実雇用率は、1.79%と全国平均の1.82%を下回っているうえ、法定雇用率の2.0%に達しておらず、依然として厳しい状況が続いています。
障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めて頂くため、啓発広報の充実に努める必要があります。
- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は進んでいる一方、法定雇用率達成企業は51.0%(H26.6.1)にとどまっています。



- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就職支援・職場定着支援をさらに強化する必要があります。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒が増加しており、その傾向は今後も継続することが見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を更に拡大していくことが課題となっています。



- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- また、本県の公的機関においては、すべての対象機関が法定雇用率(地方公共団体 2.3%、教育委員会 2.2%)を達成しており、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、平成 30 年 4 月から、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになります。

今後の取組み

①雇用の場の拡大

- 経済団体、障がい者団体、福祉関係者、N P O 等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
- 障がい者雇用促進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
- 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。

- 岐阜労働局と共同で障がい者就職合同面接会を開催し、就職機会の拡大に努めます。また、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。
- 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率4%以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。
- 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。
- 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。
- 障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

②特別支援学校卒業生の就労支援の充実

- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。高等特別支援学校の開校時（平成29年4月予定）から、軽度知的障がいのある生徒の就労ニーズに応じた職業教育・就労支援を着実に実施できる体制を整備します。
- 障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

③就業に向けた支援施策の推進

- 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

第4章 分野別施策

II 社会参加を進める支援の充実

- 就職に必要な知識・技能を習得するために、公共職業訓練機関及び民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。
- 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適応するための実地訓練を企業等に委託して実施します。
- 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜障害者職業センターと共同で岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。
- 就業や職場への定着が困難な障がい者を対象に、各圏域の障害者就業・生活支援センターが雇用・福祉・教育等関係機関の連携の拠点となり、障がい者がその意欲と能力に応じて、身近な地域で就職できるよう支援するとともに、併せて日常生活の支援も一体的に行います。

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（平成27年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト	(社福) 陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターふりづむ	(社福) 飛騨慈光会

- 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

(2) 福祉的就労の充実

現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。
- 岐阜県の平均工賃は、平成25年度で月額29,113円と、全国平均の22,898円を上回っていますが、就労継続支援B型事業所の平均工賃は月額11,756円と、全国平均の14,437円の81.4%の水準にとどまっています。

一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(H25:11,756円/月)は全国平均(14,437円/月)を下回っており、向上が必要です。

□ 平均工賃

(単位：円／月)

施設種別／県・全国別		H21	H22	H23	H24	H25
全 施 設	岐阜県	14,763	16,105	19,329	25,114	29,113
	全国	16,894	17,841	19,315	21,175	22,898
就労継続支援B型	岐阜県	11,176	11,028	11,344	11,708	11,756
	全国	13,087	13,443	13,742	14,190	14,437

- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるため、障がい者の就労を重要施策として位置づけております。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。
- 今後も、引き続き、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労継続支援事業所等の一般就労が困難な方の働く場所を確保していく必要があります。
- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。
- 障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組み

- 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルプ支援センターの活動を支援します。
- セルプ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。
- 経営コンサルタントの派遣やモデル事業の実施など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。
- 就労移行支援事業所が行う社会適応等に関する研修や交流会、離職防止の取組みなどを支援し、福祉施設から一般就労への移行や定着支援を進めます。
- 障がい者が自ら選択した就業生活を実現することが可能となるよう、一般就労が困難な方の働く場として、就労継続支援事業所等の確保に努め、福祉的就労の充実を図ります。
- 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。
- 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

3 外出や移動の支援

現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。
- 身体障害者補助犬の同伴を拒まれたとの事例を少なくするため、身体障害者補助犬法の周知に一層努める必要があります。

今後の取組み

- 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業を促進します。
- 障がい者の自動車による移動を支援するため、自動車免許取得や自動車改造等に対する助成の利用を促進します。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援については、現状を踏まえて十分に議論されるよう、国に対して働きかけていきます。また、現状の市町村における移動支援事業についても、外出支援の方策や支援の在り方等について、地域自立支援協議会の場で検討されるよう働きかけていきます。
- 公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されがないよう、身体障害者補助犬法の趣旨について、事業者のみならず広く県民全般に対して積極的に広報、啓発を行います。また、盲導犬をはじめ、介助犬、聴導犬の育成、貸与に努めます。

4 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

(1) 障がい者スポーツの振興

現状と課題

- 県では平成24年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。また、2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることがなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツの普及促進やパラリンピックを目指す選手の強化・育成の両面から一層の振興を図っていく必要があります。
- また、競技スポーツだけでなく、レクリエーションとしてのスポーツ、リハビリーションとしてのスポーツなど、スポーツを行う障がい者のニーズに対応する必要があります。
- 東京パラリンピックに向けた競技力向上や、障がい者スポーツの裾野拡大のためには、障がい者スポーツを支える環境の整備を進める必要があります。しかしながら、現段階では障がい者スポーツ独自の競技団体の組織化が進んでいないのが現状です。また、障がい者スポーツの専門知識を持った指導者や、障がい者がスポーツに親しむ場所も不足しています。これら「組織」「人材」「場所」の確保に向けた取組みを進める必要があります。

今後の取組み

①障がい者スポーツの裾野の拡大

- 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。
- 県民が新たな障がい者スポーツに触れられるよう、また2020年東京パラリンピックに向けたパラリンピック競技種目の普及を図るため、県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、地区大会の開催や競技人口拡大に向けた取組みを支援します。
- スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。
- 岐阜県障害者スポーツ大会等を開催し、幅広い障がい者の社会参加を目指します。

②2020年東京パラリンピックに向けた取組みの推進

- 2016年リオデジャネイロパラリンピックにおいて5名、2020年東京パラリンピックにおいて10名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、パラリンピック等出場が期待される選手の発掘から育成までの一貫した支援を行います。

③障がい者スポーツを支える環境整備

- 県の障がい者スポーツを統括する（一社）岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行うとともに、さらなる組織体制の充実への支援を行い、引き続き県の障がい者スポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。
- 障がい者スポーツ振興を実施するための競技団体等の組織づくりを支援するとともに、県内スポーツ関係団体等との連携を強化し、一般競技スポーツと同様に選手強化を図ります。
- （公財）日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員の養成や、指導者のスキルアップを図るため、強豪チームの練習会等への派遣を支援するなど、専門指導者の養成を進めてまいります。
- 障がい者スポーツ活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先開放など、県立学校体育施設の開放を進めるとともに、市町村スポーツ施設の障がい者利用促進に向けた市町村への働きかけを行います。

④新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館の整備【再掲】

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」、平成29年中に「障がい者用体育館」を整備します。

(2) 障がい者の芸術・文化活動の振興

現状と課題

- 芸術・文化活動に参加することも、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深める上でも、大きな役割を果たしています。
岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていく必要があります。

今後の取組み

①芸術・文化活動の振興

- 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。
- 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元する「アートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）」を引き続き実施します。
- 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。
- 講演会等の開催に当たっては、手話通訳、要約筆記などによるコミュニケーションの確保に努めます。
- 再開後の未来会館（ぎふ清流文化プラザ）を「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

②生涯学習の振興

- 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学科料、授業料の一部を助成します。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

（1）親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援

現状と課題

- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。平成25年度入所定員は2,365人と、平成17年度定員比で125人の減員となっています。
- 一方、本県の定員数は、人口10万人あたり117人となっており、全国平均の144人と比較して少ない状況にあります。また、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人、うち重度の方が約100人います。このことから、入所定員数はこれまで減り続けてきましたが、今後入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- また、県内の障がい者団体からは、「これまで入所を進めてきた経緯、当時入所した方の多くは高齢化していることなどから、現在施設に入所している方の地域移行は難しい」との意見をいただきました。その一方、「新たに入所対象者となる方については、地域で受け入れるべきで、そのための環境整備が必要である。」との意見をいただいています。
- 特別支援学校の児童生徒の保護者へのアンケート調査結果からは、自分がいなくなつた時の子どものその後の生活が心配であり、親亡き後、家族がいなくても子どもが生活していく場としての入所施設があったほうが安心できるとの意見が多くなっています。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の時のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、優先入居に対応していくことが必要です。

今後の取組み

- 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援で提供されるサービス）、短期入所及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めるとともに、適正な指導等の実施など質の向上にも努めます。また、障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するよう努めます。

①訪問系・日中活動系サービス等の充実

- 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。
- 障がいの特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。
- 日常生活の便宜を図るため、小児慢性特定疾患児を対象とした日常生活用具給付事業の充実を図ります。

②生活の場の確保・充実

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況を踏まえ、平成26年度中の移行者数を除き、現状維持を目標とします。
- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた（家族同居からの巣立ちという）在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、障がい者の地域生活を支える居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点を各圏域に整備します。

- 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、公営住宅の優先入居についても、グループホームの整備状況及び地域移行の進捗状況により、各設置者へ働きかけていきます。
- 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。
- 障がいの方方が同居される世帯で、住宅ローンを利用して、バリアフリー等の性能を有した住宅の取得又は改修を実施された場合、利子の一部を補給します。
- 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。

（2）入院中の精神障がい者の地域移行支援

現状と課題

- 現在の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本の方策を推し進めるため、国においては平成16年9月に取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づき、様々な改革を進めております。
とりわけ、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行は重要な課題であり、障害者総合支援法においては、精神障がい者の地域移行支援事業を県の地域生活支援事業に位置付けております。
- 県においても、前障害福祉計画（平成24年3月策定）で「受入条件が整えば退院可能な患者数」を設定しており、平成20年4月から実施している「精神障がい者地域移行支援事業」により、退院支援活動の実施及び退院支援体制の整備等を行い、精神障がい者の地域移行支援を推進しています。
- 地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みは整備されてきましたが、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が安定した地域生活を送るため、入院中から退院後まで一貫した支援ができるよう、保健と医療、福祉の面から一体的にサポートする仕組みを充実する必要があります。

第4章 分野別施策

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

今後の取組み

- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。
- 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。
- 精神障がい者の社会的入院を防ぎ、早期に地域移行できるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、退院後の生活における注意事項を助言・指導するなど家族への支援も行います。
- 地域移行・地域定着支援事業の利用促進を図るとともに、ピアソポーターの活用により地域移行が促進されるよう、保健所が主催する地域移行推進会議において、地域の事業所や医療機関と協議・検討を行っていきます。

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。
- 施設利用者の支援にあたっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。

今後の取組み

①入所施設のサービスの質の向上

- 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がい者が増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

②ひまわりの丘の再整備

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。【再掲】

3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自律し、生き生きとした生活を送るために、生活の糧となる所得の確保が重要です。
- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため、JRや有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度（地上デジタルチューナー放送視聴のための簡易チューナーの無償給付等を含む）等について周知の徹底を図ります。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、生活の質の向上、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を基本目標とした健康増進計画「第2次ヘルスプランぎふ 21」を策定し、「自分の健康は自分で守り・つくる」の自己責任の原則を踏まえ、県民一人ひとりの主体的かつ積極的な健康づくりの運動が定着し、広がるように推進しています。
- 妊娠・出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。

今後の取組み

①健康づくりの推進

- 県が策定した「第2次ヘルスプランぎふ 21」（平成 25～29 年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

②疾病等の予防、早期発見

- 障がいの原因となる脳神経疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等動脈硬化症）予防、がん予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

伴う認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

- 妊産婦の健康教育、禁煙指導、保健指導及び健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査、各種乳幼児健康診査を実施して、疾病等の早期発見に努めます。
- 県では「第2次岐阜県食育推進基本計画－子どもから始めるぎふの食育(平成24年3月策定)」に基づき、生活習慣の基礎ができる子どもや青年期層（16～39歳）に重点をおいた食育を進めます。
- 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第2期岐阜県自殺総合対策行動計画（平成26年3月策定）に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。
- 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

③治療体制の充実

- 総合医療センターでは「周産期医療」を重点医療の1つとして位置付け、「母と子ども医療センター」においてハイリスク妊娠婦と新生児センター機能等の医療機能を統合した高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。
- 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。
- 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要することもあり、歯科診療体制の整備を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組み

①医療体制の充実

- かかりつけ医を中心に、かかりつけ歯科医、連携医療機関、入院施設（有床診療所及び病院）、在宅医療を行う医療機関、地域包括支援センター、介護事業所間の連携強化を図ります。
- 歯科疾患の予防や口腔機能の管理のため、歯科保健医療事業の充実を促します。

②精神障がい者に対する保健、医療の充実

- 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成を行い、自身や周囲の人の心の健康に关心を持てるよう人材育成も行います。
- 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において強制入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。
- 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

③高次脳機能障がいへの対応

- 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。
- 高次脳機能障がい者に対する相談支援体制を整備するとともに、県内の関係医療機関と連携し、相談支援体制の充実等の施策拡充に努めます。

(2) 療育体制の充実

現状と課題

- 各市町村では障がいのある児を早期に発見し、成長段階や個々の障がいの事情に即した療育を行うため、療育機関、医療機関、保育所、保健所、学校等と連携し、早期に療育を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況や地域のニーズにきめ細かく応える体制が求められています。

今後の取組み

①県立希望が丘学園の再整備

- 県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター：平成27年9月の新施設供用開始に伴い「県立希望が丘こども医療福祉センター」に改称予定。以下同じ）の再整備により、重症心身障がい児・肢体不自由児の受入れ、訓練機能、レスパイトのための短期入所、あるいは発達障がい児の診療や新たな療育プログラムなど、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

②地域療育体制の構築

- 市町村や児童発達支援事業所、保育所等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。

- 発達障がい児者・重症心身障がい児者等に対して、各圏域の主要な障がい児者施設の有する専門性を活用した療育支援（障がい児等療育支援事業）を実施します。
- 各圏域に発達障がい支援センターを設置し、保育所や学校の訪問指導、療育従事者の研修を行うほか、市町村が中心となり、療育機関、保育所、医療機関、保健所、学校などの関係機関が連携して行う発達障がい支援体制づくり（ネットワーク化）の支援を行います。
- 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所の増加を促進します。

（3）発達障がい児者支援の充実

現状と課題

- 発達障がいは早期発見・早期療育が重要であること、また障がいの程度や現れ方が様々であり、幼児期、学齢期、成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、各市町村では、福祉、保健、医療、保育、教育、就労、行政などの関係機関が連携して早期発見・早期療育に努めるとともに、それぞれの状態に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりに取り組んでいます。
- 早期発見・早期療育の観点から、発達障がい支援センターのぞみを中心に、県立希望が丘学園、早期診断のための発達専門外来医療機関、発達障がい児の相談支援や市町村の体制づくりの助言等を行う圏域発達障がい支援センターが連携して、発達障がい児を対象とした市町村の体制づくりの支援や人材育成等に取り組んでいます。
- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者への就労を中心とした生活支援に取り組んでいますが、地域の方々や企業などの理解を得て発達障がい者が身近な地域で安心して生活できる体制づくりが求められています。
- 自らの身体を傷つけるなど激しい行動を繰り返し、日常生活に大きな困難を抱える強度行動障がいのある児者に対応できる支援者や支援サービスについても不足していることから、人材育成や強度行動障がいの支援拠点の整備、関係機関のネットワーク構築が必要です。

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 自閉症等の発達障がい者の高齢化や親なき後の生活の確保などを見据え、発達障がい者がいつまでも安心して暮らすことのできる体制づくりが求められています。

今後の取組み

①発達障害者支援センターの機能強化

- 発達障害者支援センターにおいて、精神保健福祉センターと一体となった成人期の相談支援等の充実を図り、児者一貫した支援を実施します。

- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。

- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。

- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。

②発達障がい児者に対する地域の支援体制の確保

(幼児期・学齢期の支援)

- 発達障がい児の早期発見・早期療育のため、圏域発達障がい支援センターを活用し、発達障がい児やその家族の相談支援を行うほか、市町村、児童発達支援事業所、保育所、学校等関係機関への助言などにより、市町村の発達障がい支援体制づくりを支援します。

- 各圏域に発達障がいの診断や診療を行なう発達専門外来医療機関を引き続き設置し、身近な地域で早期に診断が受けられる体制を確保します。

- 市町村や児童発達支援事業所、保育所等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師やリハビリスタッフ等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。【再掲】

- 発達障がい児の社会性を伸ばすため、発達障害者支援センターにおいて障がいの状態や程度に応じたグループ活動を行うとともに、教職員向けの研修への協力をしています。

(成人期の支援)

- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者や学生などの就労に向けた相談支援を行うほか、相談者が必要な支援を受けられるよう支援機関や市町村へのつなぎを行います。
- 発達障がい者支援コンシェルジュ等の支援機関が開催するケース会議等に専門医等を派遣し、医学的見地からの助言や相談対応を行い、医療と福祉が連携して発達障がい者への支援を行います。
- 障害福祉サービス事業者等に対する研修により、発達障がい者の特性と支援のあり方について理解を図り、発達障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- 発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと協働して行う成人当事者向けのグループ活動により、成人期の発達障がい者の居場所づくりや社会適応を促進します。

(高齢化への対応)

- 発達障がい者の保護者の高齢化や親なき後の生活の確保の観点から、グループホーム等の整備を促進します。
- ③発達障がい児者を支援する人材の育成
- 発達障がいに関する専門研修（発達障がい支援従事者養成研修、障害児通所支援事業所等職員研修事業）により、発達障がい児者の支援を行う支援員の技量向上を図ります。
 - 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。
 - 県立希望が丘学園の再整備により、児童精神科外来の常設化による発達障がい児診療や、新たな療育プログラムなど支援機能の充実を図るとともに、発達精神医学研究所（仮称）の設置により、発達障がいの診療にあたる医師の育成等を図ります。

④発達障がいについての理解促進

- 県民向けの講演会・映画会、ブルー折り鶴キャンペーン等の普及啓発により、発達障がいの正しい知識や特性についての県民理解を促進します。

第4章 分野別施策

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 身近な地域の人に発達障がいについての理解を図り、発達障がい者の支えとなる「発達障がいサポーター（仮称）」を養成し、その活動を通じて発達障がい者が自分らしく生活を送ることのできる環境づくりを促進します。

⑤強度行動障がいのある児者の支援体制の構築

- 医療及び福祉等の必要なサービスのコーディネートを行う福祉支援拠点と緊急時の受入れを行う医療支援拠点を設置し、強度行動障がいのある児者やその家族の生活支援を行います。
- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」の再整備にあたり、強度行動障がいの専門的な支援ができるよう整備を行います。
- 障害福祉サービス事業者の職員を対象に、強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材と受け入れる施設の確保を図ります。
- 早期発見・早期療育の実施、必要な福祉・医療等のサービスを提供する発達障がい支援体制の充実及び発達障がいを支える障害福祉サービス事業者や家族への支援により、家庭環境や不適切な支援によって生じる強度行動障がいの予防を図ります。

（4）重度障がい者支援の充実

現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制の充実もあり、医療的ケアを要する重症心身障がい児が年々増加し、また、重症心身障がい者の長寿命化も進んでいます。
- 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者や遷延性意識障がい者（以下、「重症心身障がい児者等」という）が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 県内の18歳未満の重症心身障がい児の入所施設の充実を図るため、県立希望が丘学園の再整備、岐阜県総合医療センター障がい児病棟の整備を進めています。一方、保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する重症心身障がい者等の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み

①重症心身障がい児者等在宅支援体制の充実

- 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児者等が、身近な地域で必要な福祉・医療サービス等を利用できるよう、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所や障がい児者の在宅医療支援を実施する医療機関の増加を図ります。
- ネットワークづくりに向けた様々な職種が集う研究会の開催、各種マニュアルの作成、在宅障がい児者等が活用できる地域資源の取りまとめをはじめ、相談機能を備え家族ネットワークづくりなどを推進する障がい児者在宅医療等支援センターの設置など、障がい児者在宅医療支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、実務的・専門的な研修、現場を広く紹介する広報・啓発活動や就職相談会をセットにしたセミナー等の実施により、障がい児者医療に携わる、医師・看護師等支援人材の育成・確保を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児（者）いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で潤いのある生活を送ることができるよう支援します。

②入所施設の整備・運営

- 県立希望が丘学園の再整備により、重症心身障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所など、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。また、人工呼吸器装着などの濃厚な医療的ケアや、特殊な疾患への高度専門医療が必要な障がい児のために、岐阜県総合医療センターが整備する障がい児病棟（医療型障害児入所施設）に対し、財政支援を実施します。
- 県立希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟と、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、重症心身障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の重症心身障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(5) 難病患者支援の充実

現状と課題

- 難病患者や家族は、障がいの原因となる難病の治療を続けながら、地域の中での生活を望んでおり、難病患者が安心して在宅療養できる環境づくりを推進する必要があります。
- 平成27年1月1日から難病の患者に対する医療等に関する法律が施行となり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲がさらに拡大されます。
これに伴い、地域における難病患者への支援体制を整備するため、関係機関（行政、医療機関、患者及びその家族）の連携の緊密化を図る必要があります。

今後の取組み

- 在宅の難病患者の生活の質の向上と療養生活の支援を目的に、医療相談、訪問相談等の実施を推進します。そのために、保健・医療・福祉の連携を図り、保健所を中心として、各地域における難病患者のネットワークの構築を今後も促進します。
また、地域の実情に応じて、それぞれの地域で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健所は地域の窓口として難病相談を実施します。さらに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、地域の特性に応じた難病患者への支援体制の整備をすすめます。
- 慢性疾患児の自立や成長を支援するため、児童やその家族からの相談に応ずる支援員を設置するとともに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、児童やその家族のニーズに応じた支援内容を検討する体制を整備します。
- 難病患者や家族からの相談に応じ、本人の希望やその状況に応じた適切なサービスについて助言やケアができるよう継続した研修会を通じて、医療従事者の資質向上を図ります。また、難病患者が在宅生活を送るに際して話し相手になったり、さまざまな相談に応じるなど、訪問や電話で援助を行う難病患者在宅療養応援員活動を推進します。
- 病状の悪化により居宅での療養が困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを構築します。
- 県内の総合的な難病相談窓口、情報発信基地である難病生きがいサポートセンターでは、難病患者やその家族の疾病に対する不安、家庭生活への影響等の悩みを解消するた

めに、電話、手紙等の難病に関する諸相談をはじめ、ホームページでの難病情報の提供と併せて電子メールでの相談にも対応していますが、今後とも、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、機能の一層の充実を図ります。【再掲】

3 リハビリテーション体制の整備

現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自律と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。

今後の取組み

- 養成施設との連携を図り、特に県内において人材の不足が見込まれる職種については、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。
- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づくりに努めます。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の活用を図ります。